

# 欧米競争政策の動向のポイント

2022年2月14日 No.22

金子 晃 監修

## 内 容

### I 米国競争法(政策)

#### 1 企業結合事件

- (1) 司法省、US シュガーによるインピリアル・シュガーの買収の阻止を求め、訴えを提起(2021年11月23日)

#### 2 共謀行為事件

- (1) 司法省、従業員の転職制限をした労務購入市場での共謀で主導的役割を演じたとして、航空宇宙関連企業の幹部ら計6名が起訴された旨を発表(2021年12月16日)

#### 3 独占行為事件

- (1) 連邦取引委員会及び7つの州、マーチン・シュクレリ等による救命薬ダラプリムを巡る独占行為で被害を被った患者らに対し4000万ドルまでの金銭返還を含む和解合意に漕ぎ着く(2021年12月7日)

### II 欧州競争法(政策)

#### 1 共謀事件

- (1) 欧州委員会、元エタノール製造業者 Abengoa に対しカルテル和解手続により2000万ユーロの制裁金を賦課(2021年12月10日)

#### 2 買収事件

- (1) Veolia による Suez の買収を条件付承認(2021年12月14日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、筆者は企業結合事件 1 件、共謀行為事件 1 件及び独占行為事件 1 件を取り上げる。

1 件目は、砂糖精製大手 US シュガーによる同業インピリアル・シュガーの買収計画について、米東南部での販売の二社寡占が生じることとなるとして、司法省が同買収の阻止を求めて提訴をした案件である。

2 件目は、航空宇宙事業大手プラット & ホイトニー及び技術者派遣会社らの現職・元幹部らによる従業員転職防止取決めが、当然違法として刑事摘発された事件である。本件では、連邦大陪審が、互いの会社の技術者を勧誘したり、引き抜いたりすることを禁じる協定を締結していたとして、当該幹部ら計 6 名を起訴した。

3 件目は、マーチン・シュクレリ等が救命薬ダラプリムの薬価を 4000% 吊り上げたことによる違法な独占的利益について、4000 万ドルまでを被害者らに返還するよう命じる和解命令の登録がなされた、連邦取引委員会の提訴事例である。

### 1 企業結合事件

#### (1) 司法省、US シュガーによるインピリアル・シュガーの買収の阻止を求め、訴えを提起(2021 年 11 月 23 日)<sup>1</sup>

司法省は 11 月 23 日、United States Sugar Corporation(以下「US シュガー」という。)がそのライバルである Imperial Sugar Company(以下「インピリアル・シュガー」という。)を買収する計画の実行の差止めを求め、デラウェア州地区地裁に訴えを提起した。本件の訴状では、買収案が実行されれば、米国東南部における精製糖の圧倒的大多数がたったの 2 社によって販売されることとなる、とされている。その結果として、アメリカの事業者と消費者が多くの食べ物や飲み物に沢山入っている精製糖を買うのにより高い価格を支払わざるを得なくなるようになる。

メリック・ガーランド司法長官は以下のように述べた。

「司法省は、経済的機会と公正性が全ての人々のために確保されるよう全力を尽くしている。その様にするため、厳格な反トラスト法運用が重要である。我々は、アメリカの消費者と事業者が悪影響を及ぼしうる反競争的な合併案について、その阻止を求めるのに躊躇はしない。」

反トラスト局長のジョナサン・カンターは以下のように発言した。

「US シュガーとインピリアル・シュガーそれぞれは既に何十億ドル規模の企業であり、

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block U.S. Sugar's Proposed Acquisition of Imperial Sugar, November 23, 2021.

また既になれ合い体質にある砂糖業界に更なる統合をもたらそうとしている。両社の企業統合計画は、より低い価格、より良い品質及びより信頼できるサービスをもたらしている精製糖を巡る活発な競争を消滅させるものである。グローバルな供給連鎖管理上の問題が重要な商品への安定的アクセスを現在危うくしているが、こうした中で、両当事会社は本件取引案によって競争の実質的減殺をもたらそうとしている。司法省による提訴は、US シュガーとインピリアル・シュガーとの活発な競争を維持し、また米国国内の砂糖供給の弾力性を確保しようとしている。

司法省の訴状によると、US シュガーはフロリア州で大規模な砂糖精製所を運営し、その精製糖の全てを United Sugars Corporation(以下「ユナイテッドシュガーズ」という。)を通じて販売している。ユナイテッドシュガーズは、US シュガーその他 3 社の砂糖精製業者によって所有されている販売協同組合である。インピリアル・シュガーはジョージア州で独自の砂糖精製所を運営し、その精製糖を直接顧客に販売している。東南部で精製糖販売の実質的シェアを有するもう一方の生産者は、American Sugar Refining である。American Sugar Refining は、「ドミノ」ブランド名で一般的に良く知られている。訴状が更に主張するとおり、ユナイテッドシュガーズとインピリアル・シュガーは、東南部に所在する顧客への精製糖販売を巡って直接的に競い合っている。東南部地域には、ミシシッピからデラウェアまでの州が含まれる。当該競争の結果、当該地域に所在する顧客はより低い価格を支払い、またより良い品質とより信頼性のあるサービスを享受できるようになっている。

US シュガーによるインピリアル・シュガーの買収が容認されれば、インピリアル・シュガーの生産量がユナイテッドシュガーズ協同組合の傘下に入るため、同地域での重要な砂糖販売者が 2 社に減るようになる。訴状によると、精製糖の総価格のうち輸送費の割合が高いため、顧客の最も良い選択肢が一番近い砂糖精製所であることが多い。訴状は、US シュガーがインピリアル・シュガーを買収すれば、既に高度集中化した精製砂糖市場での更なる統合がもたらされることとなる、と非難している。本件買収案が容認されれば、ユナイテッドシュガーズとドミノが同地域での精製糖販売の大多数を占めることとなるため、両社が相互に協調的行動をとって、活発に競い合わないようになる蓋然性がある。

US シュガーはデラウェア州で設立された会社であり、フロリア州に本社を構えている。同社は、世界で最も大規模な垂直統合型のサトウキビ製粉・精製業を営む会社である。US シュガーは、ユナイテッドシュガーズの組合員・所有者である 4 社のうちの 1 社である。2020 年に US シュガーはユナイテッドシュガーズから 5 億 3300 万ドル(約 607 億 6200 万円、1 ドル=114 円)の支払いを受け、その額はユナイテッドシュガーズの純売上額に占める同社の持ち分に該当する。

ユナイテッドシュガーズはミネソタ州で設立された会社であり、ミネソタ州に本社を置いている。同社は、同社の組合員兼所有者である 4 社によって生産される精製糖の全てを市場化し、販売している。当該 4 社は US シュガー、アメリカンクリスタル・シュガー・

カンパニー、ミンダック農民協同組合及びワイオーミング・シュガーである。ユナイテッドシュガーズの組合員・所有者は合計 9 つの精製所を運営しており、これらの精製所はフロリダ州、ミネソタ州、ノースダコタ州、モンタナ州及びワイオミング州に所在する。ユナイテッドシュガーズは 2020 年には 18 億ドル(約 2052 億円)の収益を計上した。

インピリアル・シュガーは Louis Dreyfus Company の完全子会社であり、米国で精製糖を生産し、その砂糖を自社で市場化して販売している。インピリアル・シュガーはジョージア州サバンナに精製所を所有し、ケンタッキー州ラドローに砂糖の中間貯蔵と液化施設を有する。インピリアル・シュガーは 2020 年には 7 億ドル(約 798 億ドル)以上の収益を計上した。

Louis Dreyfus Company はデラウェア州で設立された会社であり、オランダに本社を構えている。同社は砂糖取引と流通を巡る全世界的な主導的企業であり、世界で最も大規模なサトウキビ精製業者のうちの一社である。同社は 2020 年には 330 億ドル(約 3 兆 7620 億円)以上の収益を計上した。

## 2 共謀行為事件

### (1) 司法省、従業員の転職制限をした労務購入市場での共謀で主導的役割を演じたとして、航空宇宙関連企業の幹部ら計 6 名が起訴された旨を発表(2021 年 12 月 16 日)<sup>2</sup>

コネチカット州ブリッジポート連邦裁判所の大陪審は昨日、航空宇宙技術会社の元課長 1 名及び技術者派遣会社の重役 5 名が互いの会社の技術者をあっせんしたり、引き抜いたりしない旨の取決めを長年にわたり行っていたとして、当該幹部らを正式起訴した。この共謀は、航空宇宙産業における何千もの技術者その他の専門的労働者に対し影響をおよぼした。彼らは軍事また商業向け航空機部品の設計、製造及び保守点検に従事している。

コネチカット州地区地裁の大陪審により発付された重罪 1 件の起訴状によると、個人 6 名(コネチカット州所在の Mahesh Patel、サウスカロライナ州所在の Robert Harvey、コネチカット州所在の Harpreet Wasan、コネチカット州所在の Steven Houghtaling、コネチカット州所在の Tom Edwards 及びフロリダ州所在の Gary Prus)及び彼らの共謀者らは、互いの現職従業員の転職を防止するため、互いの同従業員を勧誘したり、引き抜いたりしないことに合意した。

この刑事訴追は、航空宇宙産業における労働者の転職制限取決めに対する継続中の捜査の結果として生じた初めての摘発事例である。Patel は当該派遣会社らの共通顧客としての地位と権限を利用し、本件共謀の首謀者を演じていたと説明されているが、同氏は、以前は刑事告訴を受けていた。彼は先週、逮捕され下級判事の前に出廷し、保釈金 10 万ドル(約 1140 億円)で釈放された。残りの被告らは今週、異なる地区の連邦裁判所に出廷する予

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Six Aerospace Executives and Managers Indicted for Leading Roles in Labor Market Conspiracy that Limited Workers' Mobility and Career Prospects, December 16, 2021.

定である。

反トラスト局長のジョナサン・カンターは以下の声明を発した。

「人材獲得を巡る競争を歪める行為は我々の経済にあってはならない。我々の捜査は、航空宇宙産業における労働者が自分の職業人生の計画を立て、競争力のある賃金をもらえなるといふ能力を奪うような長期かつ広範囲に及ぶ取決めの存在を暴かした。司法省とその法執行のパートナー達は、労働者から競争による多種多様な利益を奪い取ろうとする罪を犯した個人と企業に責任を取らせ続けることにしている。

コネチカット州地区の連邦検事の法律顧問であるピーター・ジョングブロードは以下のように発言した。

「誰一人も、より良い仕事、より高い給料及びより良い諸手当を求める機会を違法に奪われてはならない。防衛及び航空宇宙業界の労務購入市場が公正、オープン及び競争的であることは重要である。我々はこの重要な事件を訴追するため、反トラスト局その他の法執行パートナー達と協力し続けることを楽しみにしている。」

国防総省監察総監室の国防犯罪捜査サービス課で課長主席代理を務めるジェームズ・アイビスは以下のとおり述べた。

「政府と取引をする事業者ら間の公平性を保つために設計された正当な調達プロセスは、競争制限的慣行が行われれば、損なわれるようになる。国防総省監察総監室の国防犯罪捜査サービス課は、国防総省関連の労務購入市場を歪めるような犯罪の捜査に高い優先順位をつけることに努めている。我々は、米国軍隊に対し商品・サービスを供給している労務購入市場が競争的であり続けるために、司法省との協力関係を続けることに努めている。」

起訴状によると、被告ら及び他の共謀者らは本件共謀が持つ共通の経済的利点を認識していた。この利点は、航空宇宙業界での労働者が自由に転職できるならば上昇するだろう労務費用を、この共謀が抑止しようということである。Patel 及び特定の共犯者らは、相互にこの協定について連絡を取り合ったとき、この金銭的利益に明示的に言及した。

シャーマン法の下、取引を制限する共謀に対し適用される罰則の法定上限は、個人の場合には、10年の禁固刑及び100万ドル(約1兆1400億円)の罰金刑である。罰金の上限は、犯罪による利得の2倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の2倍の金額の何れかの金額が100万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。

本件起訴は、航空宇宙技術サービス産業における役務提供者の転職制限取決めに対する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。同審査は、反トラスト局ニューヨーク事務所、コネチカット地区連邦検事室、国防総省監察総監室のニューヘーベンとニューヨーク駐在事務所により行われた。

### 3 独占行為事件

#### (1) 連邦取引委員会及び7つの州、マーチン・シュクレリ等による救命薬ダラプリムを巡る独占行為で被害を被った患者らに対し 4000 万ドルまでの金銭返還を含む和解合意に漕ぎ着く(2021年12月7日)<sup>3</sup>

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)及びその共同原告である7つの州(ニューヨーク、カリフォルニア、イリノイ、ノースダコタ、オハイオ、ペンシルベニア及びバージニア)は12月7日、裁判所に対して「ファーマブロ」として知られる Martin Shkreli(マーティン・シュクレリ)により画策された違法な取決めの実施を禁じる和解命令を提出した。画策により救命薬ダラプリムに依存している患者がだまし取られた。本件和解命令は2020年1月に提出された訴状に次いで提出されており、訴状ではシュクレリ、彼の関係者 Kevin Mulleady、彼らの会社 Vyera Pharmaceuticals, LLC(以下「ヴィエラ」という。)及びその親会社 Phoenixus AG(以下「フェニクサス」という。)が被告として表示されている。当該当局者らは、証券取引詐欺罪で服役中のシュクレリ、及び Mulleady がダラプリムの薬価を4000%吊り上げ、その後に競争者らがより安価な代替薬を製造できないようにするため、入念に入り組んだ制限的取決めを画策したと主張している。

本件命令は、Mulleady を医薬品業界から追放し、またヴィエラとフェニクサスが被害者に対して4000万ドル(約45億6000万円)までの金銭を返還するよう命じている。シュクレリに対する裁判は今月末から始まる。彼はヴィエラの初代の最高経営責任者として当該策略を考え出し、また刑務所からそれを継続させたとされている。

連邦取引委員会リナ・カーン委員長は、以下の声明を発した。

「本日の命令は、独占的な策略からだまし取られた患者に対し金銭の返還をするものである。マーチン・シュクレリは、より廉価な薬品を締め出すことにより、救命薬ダラプリムの薬価を飛躍的に吊り上げる巧妙な計画を立案指導した。シュクレリに対する訴訟が継続する中で、この命令は、彼の会社ヴィエラとフェニクサスが運営している違法な策略の実行を停止させ、また彼の同僚が製薬業界で就業することを禁止している。この強い救済措置は、新しい基準を立てており、企業経営陣に対し、市場を無法に独占することにより消費者に害を与えたら、厳しく罰せられることとなるとの警告を鳴らしている。」

訴状は、シュクレリと Mulleady が救命薬の製造権を手に入れ、薬価を飛躍的に吊り上げ、また反競争的契約により競争を排除するため、ヴィエラを創設するという計画を練ったと主張している。ヴィエラは2015年にダラプリムの権利を取得し、1錠当たりの薬価を即座に17.50ドル(約1995円)から750ドル(約8万5500円)まで吊り上げた。訴状によると、その後ヴィエラは競争を排除するために巧妙な反競争的制限を課した。とりわけ、同社は、

---

<sup>3</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC, States to Recoup Millions in Relief for Victims Fleeced by 'Pharma Bro' Scheme to Illegally Monopolize Life-Saving Drug Daraprim, December 7, 2021.

(1)流通業者らとの間で再販売禁止協定を締結し、それにより食品医薬品局が義務付けている試験のために必要とされるサンプルを後発薬会社が入手できないようにし、(2)同薬の有効成分ピリメタミンの供給元と排他的供給契約を締結し、(3)ダラプリムの販売データの開示を防ぐために主要な流通業者2社とデータ販売禁止協定を締結し、それにより市場の正確な規模を後発薬の潜在的競争者が分析できないようにした。訴状は、この取決めがジェネリック薬の参入による競争促進を何年も遅らせ、消費者にとって何千万ドルもの被害をもたらした、と批判している。

連邦裁判所が和解命令を登録した後、Mulleadyは7年間にわたり、製薬会社で働き、それに専門的なアドバイスを与え、又はそれを支配することができないようになる。Mulleadyはまた、命令の条件に違反すれば、25万ドルの罰金を支払わなければならないようになる。

また、本命令は、ヴィエラ及びフェニクサスに対して、衡平法上の救済として4000万ドルまでの金銭を返還するよう命じている。つまり、両社はあらかじめ1000万ドル(約11億4000万円)を支払い、会社の財務状況が改善したら、10年間にわたって3000万ドル(約34億2000万円)までを追加的に支払わなければならない。ヴィエラ及びフェニクサスは、如何なるジェネリックの潜在的競争者に対してもリスト価格でダラプリムを入手可能にしなければならず、また2500万ドル以上の価値を持つ如何なる医薬品取引計画をも事前通知しなければならない。さらに、Mulleady、ヴィエラ及びフェニクサスは、FTC及び州らが2020年4月の修正訴状で主張をした如何なる行為をも10年にわたり行ってはならない。

シュクレリを除く全ての被告人について、この和解は、FTCと州らのみならず、関連するクラスアクションによっても提起された訴えを解決している。

FTCは、本和解命令の登録をニューヨーク州南部地区地裁に求めるようFTC職員に対して、4対0の評決で命じた。2021年12月7日にこの命令は職員により提出され、裁判所により登録された。ノア・ジョシュア・フィリップス委員は声明を出した。

(お問い合わせは、佐藤 潤、慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号では、共謀事件 1 件、買収事件 1 件を取り上げる。

1 件目の共謀事件は、元エタノール製造業者 Abengo に対し、カルテル和解手続により 2000 万ユーロの制裁金が賦課された事件である。同社以外のカルテル参加者は、和解手続を選択しなかったため、通常手続が進行中である。

2 件目の買収事件は、Veolia による Suez の買収が条件付きで承認された事例である。両社には水事業・廃棄物事業の重複が見られたところ、Veolia の申し出た事業譲渡を内容とする問題解消措置の実施を条件に本件買収は承認された。

### 1 共謀事件

#### (1) 欧州委員会、元エタノール製造業者 Abengoa に対しカルテル和解手続により 2000 万ユーロの制裁金を賦課(2021 年 12 月 10 日)<sup>4</sup>

欧州委員会は、スペインの Abengoa S.A. と同社の子会社 Abengoa Bionenergía S.A. (以下、両社を合わせて「Abengoa」という。) に対し、欧州のエタノール市場の卸価格形成メカニズムに影響を与えるカルテルを実施していたことを理由に 2000 万ユーロ(約 26 億円、1 ユーロ = 130 円換算)の制裁金を賦課した。Abengoa は、本件カルテルへの関与を認め、和解により本件を解決することに合意した。

エタノールは、バイオマス(小麦、トウモロコシ、ビーツ等)から製造されるアルコールであり、ガソリンを加えると自動車用のバイオ燃料として使用できる。欧州におけるエタノールの最も重要な取引場所は、ロッテルダム港と、アムステルダム-ロッテルダム-アントワープの船(はしけ)市場である。S&P Global Platts(以下「Platts」という。)は、様々な商品の価格指標を提供している。同社は、エタノール業界の指標価格となっているエタノールの指標を策定する際には上記地域における取引活動を考慮し、「Market on Close」(MOC)と呼ばれる価格評価手法を用いている。

Abengoa は、かつて EU における最大手のエタノール製造業者の 1 社であり、エタノール販売契約の大半について Platts の提示するエタノール指標の月次平均を参照していた。このように Platts のエタノール指標は、Abengoa がエタノール販売から得ていた収入に直接影響を与えていた。

欧州委員会による調査の結果、Abengoa のエタノール取引担当者は、ロンドン時間の 16 時から 16 時半のいわゆる「MOC Window」の前、最中、後に、自社のエタノール取引行為の一部調整すべく、主としてチャット機能を用いて他社担当者と違法な接触を行っていた。

<sup>4</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines Former ethanol producer Abengoa € 20 million in cartel settlement, 10 December 2021.

同社はまた、MOC Window への供給量を削減すべく、ロッテルダム地域に配送されるエタノールの供給量を削減していた。Abengoa の行為は、Platts のエタノール指標の水準について人為的に上昇・維持し、及び／又は低落防止を目的としていたが、このような慣行は EU 競争法により禁止される。

本件違反行為は、EEA(欧州経済領域)全体を対象とし、Abengoa は 2011 年 9 月 6 日から 2014 年 5 月 16 日まで関与していた。

## 制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。

欧州委員会は Abengoa に対する制裁金の水準を決定するに際し、Platts のエタノール指標を参照した EEA におけるエタノールの売上高、違反行為の重大性、地理的範囲、継続期間を含む様々な要素を考慮した。

Abengoa は、同ガイドライン第 35 段にある支払い不能の申立てを行ったところ、欧州委員会は同社の再生計画とその実施状況を含む同社の財務状況について詳細な調査を行い、制裁金額を減額することとした。

加えて欧州委員会は、2008 年の和解告示の下、同社が本件違反行為への関与と責任を認めたため、制裁金を 10%減額した。最終的に同社に賦課された制裁金額は 200 万ユーロとされた。

## 背景

欧州委員会の調査は、2013 年 5 月、2014 年 10 月、2015 年 3 月の立入調査により開始された。欧州委員会は 2015 年 12 月、Abengoa とベルギーの Alcogroup SA、スウェーデンの Lantmännen er för と各社の関連会社に対する正式調査を開始した。なお、Abengoa に対する和解決定の採択は、進行中の手続に影響をあたえるものではない。

## 2 買収事件

### (1) 欧州委員会、Veolia による Suez の買収を条件付承認(2021 年 12 月 14 日)<sup>5</sup>

欧州委員会は EU 合併規則の下、Veolia による Suez の買収を条件付きで承認した。本件承認は、Veolia の申し出た一連の問題解消措置の完全な遵守を条件とする。

Veolia と Suez は、水処理事業と廃棄物管理事業における主導的事業者である。両社は、自治体と産業界の顧客に対し幅広いサービスを提供しており、以下の部門において競争している。

---

<sup>5</sup> Press Release, European commission, Mergers: Commission approves the acquisition of Suez by Veolia, subject to conditions , 14 December 2021.

・水部門：水処理装置設備の設計・建設、運営・維持に関連するサービス、水処理薬品、移動式の水処理

・廃棄物部門：非危険廃棄物、(特定の規則による)規制廃棄物、危険廃棄物

欧州委員会による調査

欧州委員会による調査の結果、当初届出のあった本件取引により競争上の懸念が惹起されることが明らかとなった。

特に本件取引は、主として以下の分野のうち、フランスと欧州経済領域(EEA)の多くの市場において、事業の水平的な重複がもたらされるおそれがあることが明らかになった。

(i) 自治体の水管理

(ii) フランスにおける産業用水管理と、EEAにおける移動式の水処理

(iii) 非危険廃棄物と規制廃棄物の回収と処理

(iv) フランスにおける危険廃棄物の処理

上記分野における事業の重複により、Suezが有している競争上の圧力が弱まるため、欧州、国内及び／又は地域レベルでの市場において主導的事業者が誕生するおそれがある。このため、購買力のない多く顧客は、選択肢が合併により誕生する事業者に限られる事態に直面することになる。

欧州委員会の調査は、届出のあった取引は水処理事業と廃棄物処理事業における他の市場には、競争上の懸念がないことが確認された。また本件取引により垂直的・混合的な結合が生じるが、いずれも競争上の懸念はない。

### 提案された問題解消措置

欧州委員会が認定した競争上の懸念に対応するため、Veoliaは以下の一連の問題解消措置を申し出た。

- ・ フランスにおける非危険廃棄物と規制廃棄物処理市場、及び自治体水道市場におけるSuezの大半の事業の売却
- ・ EEAにおける移動式の水処理市場におけるVeoliaの大半の事業の売却
- ・ 産業水処理市場のフランス部門におけるVeoliaの大半の事業の売却
- ・ VeoliaとSuezの危険廃棄物埋立処理事業の一部と、Suezの焼却事業と危険廃棄物の物理化学処理事業のすべての売却

上記構造上の措置は、欧州委員会が認定した競争上の懸念を完全に払拭するものである。よって欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。欧州委員会の決定は、本件措置の全面的な実施を条件とする。

### 当事会社と製品

Veoliaは、主として次の分野でフランスと全世界において事業活動を行っているフラン

スのグループである。

- ( i ) 自治体と産業用の水管理を含む水処理関連するサービス、水処理施設の設計と建設、水処理用の技術と薬品の供給、移動式水処理の提供
- ( ii ) 非危険廃棄物、規制廃棄物、危険廃棄物の回収と、処理を含む水管理に関連したサービスの提供

Suez は、主として次の分野でフランスと全世界において事業活動を行っているフランスのグループである。

- ( i ) 自治体と産業用の水処理に関連するサービス、水処理施設の設計と建設、水処理の技術と薬品の供給、移動式水処理の提供
  - ( ii ) 非危険廃棄物、規制廃棄物、危険廃棄物の管理に係るサービスの提供
- なお、本件は 2021 年 10 月 22 日に欧州委員会に届出がなされたものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)